### 入 札 条 件

# 1 電子入札

本件は、安芸高田市の電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して入札を行う電子入札案件であり、安芸高田市電子入札実施要領(以下「電子要領」という。)の適用を受ける。

(1) 電子入札システムを利用できるものとして登録されている者(以下「利用登録者」という。) は,電子要領に定めるところに従い,電子入札システムを利用して手続を行わなければならない。 ただし,やむを得ない場合において市長から書面参加の承認を得た利用登録者(以下「書面参加者」という。)は,それ以後の書類の提出を書面によって行うものとする。

# 2 入札保証金

免除する。

## 2の2 契約保証金

請負代金額の10分の1以上を納付すること(請負代金額が500万円未満の場合は免除。)。ただし,利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また,公共工事履行保証証券による保証を付し,又は履行保証保険契約の締結を行った場合は,契約保証金を免除する。

#### 3 入札方法

- (1) 電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、書面により3桁のくじ番号を記載した(くじ番号の記載のない場合は 「001」と記載されたものとする。) 入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
  - ア 提出者の商号又は名称
  - イ 入札書が在中している旨
  - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出された入札書又は工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (4) 設計図書に対する質問がある場合は、開札日の5日前までに「設計図書に対する質問・回答書」を作成の上、持参により提出すること。回答は、遅くとも開札日の3日前から設計図書の閲覧期間終了までの間、設計図書の閲覧場所において閲覧に供する。

# 4 落札者の決定方法

安芸高田市財務規則第97条及び第90条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲 内の額で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を 落札者とする。

開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札を行った場で直ちに、 電子くじによるくじ引きを行って落札者を決定する。

# 5 工事費内訳書の提出

(1) この工事は、入札参加者から、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出すること。ただし、電子ファイルの容量の問題により添付しての提出ができない場合には、書面又は電子媒体で提出することができる。

なお,書面参加者は,書面により工事費内訳書を作成し,次の事項を記載した封筒に封入して, 入札書を提出する際に提出すること。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 工事費内訳書が在中している旨
- ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (2) 工事費内訳書の記入内容は、「工事費内訳書(表紙)【様式1】」及び、「工事費の内訳【様式2】」のとおりとする。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアから工までのいずれかに該当する場合には、その者の行った入札を無効とする。
  - ア 記名押印がない場合(電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。)
  - イ 工事名に誤りがある場合
  - ウ 本工事・附帯工事内訳書(種別程度)の記載がない場合
  - エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相 違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後, 落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び当該工事において談合が あると疑うに足りる事実があると認められる場合においては, 提出された工事費内訳書の内容を 確認するものとする。

談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には,必要に応じ提出された工事費内 訳書を公正取引委員会及び広島県警察本部に提出するものとする。

- (6) 提出された工事費内訳書について、安芸高田市情報公開条例(平成16年安芸高田市条例第14号)第5条に基づく開示請求があった場合、同条例第10条の不開示情報(例えば営業情報等)に該当するものを除き、開示対象となる。
- (7) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

## 6 配置技術者及び現場代理人について

- (1) 建設業法第26条第3項による工事現場ごとに専任の者でなければならない主任技術者又は 監理技術者については、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
  - ア 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - イ 監理技術者にあっては,監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること
- (2) 現場代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係にあること。

# 7 無効入札

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (7) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (8) その他安芸高田市財務規則第92条各号のいずれかに該当するとき。

### 8 課税事業者又は免税事業者である旨(予定を含む)の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、請負代金額に併せて 当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出る こと。

課税事業者であるか免税事業者である旨(予定を含む)。

#### 9 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期(着手日)にかかわらず、 契約締結日の翌日とする。

### 10 前払金

前払金は、安芸高田市建設工事執行規則第45条により、請負代金額が130万円以上の場合で、 保証契約の証書を寄託し、請負代金額の4/10を請求することができる。

### 11 中間前金払と部分払の選択

- (1) 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- (2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、 約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む(当該工事が債務 負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計

年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む)ものとする。

- (3) 受注者は、部分払の請求(債務負担行為に係る工事または請負者の責に帰すことができない 事由によって年度内に完成することができず繰越となった工事について年度末に部分払を請求 した場合を除く。)を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。 この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。
- (4) その他中間前金払に関することについては、安芸高田市建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

### 12 部分払の回数

部分払の回数は、限度を設けない。ただし、請求は月1回を超えることができない。

## 13 保証債務履行請求期限

銀行,信託会社,保険会社,信用金庫,信用金庫連合会,労働金庫,労働金庫連合会,農林中央金庫,商工組合中央金庫,信用協同組合,農業協同組合,水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合による保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6か月以上確保すること。

## 14 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請 負契約を締結せず、また、指名除外措置の対象とする。ただし、契約金額(税込み)が500万円(建築一式工事にあっては、1、500万円)未満である場合は、この限りでない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

# 15 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。) 第9条第1項に規定する「対象建設工事」(下記《対象建設工事の定義》参照)を請け負おうとす る者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項につい て記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。)第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者(工事担当課)に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明(事前説明)をした後、発注者(契約担当課)に対

して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合,契約を締結することができないものとし,落札者が落札しても契約を締結しないもの(契約締結拒否)として取扱う。なお,この場合,当該落札者は,契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について,発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式(12条関係様式)により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙(13条関係様式)により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資 材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとするこ と。

## ≪対象建設工事の定義≫

「対象建設工事」とは、次の(ア)に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する(イ)の工事規模の建設工事をいう。

- (ア) 特定建設資材(1品目以上)
  - ①コンクリート
  - ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - ③木材
  - ④アスファルト・コンクリート

### (イ) 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

(注)解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。